令和元年 10 月 18 日決定　道告示第 697 号
令和 7 年 7 月 29 日変更　道告示第 367 号

歌志内都市計画（歌志内市）　（非線引き都市計画区域）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

Ⅰ．都市計画の目標

１．基本的事項

（１）目標年次

この方針では、歌志内都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

（２）範　囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

歌志内都市計画区域	市　町　名	範　　囲	規　　模
	歌志内市	行政区域の一部	約 3,752 ha

２．都市づくりの基本理念

本区域は、道央広域連携地域空知地域のうち石狩平野東北端の山麓地帯に位置し、石炭産業を基幹産業として発展し、山並みを背景とした自然豊かな山間地域において市街地が形成されてきた。

昭和 30 年代（1955 年代）後半から世界的なエネルギー転換の影響を受け炭鉱の閉山が相次ぎ、これらに伴う関連企業の縮小閉鎖による産業構造の変化や、人口減少・高齢化率の上昇等により、地域経済やまちづくりは大きな影響を受けている。

今後は、既存の工業団地や炭鉱跡地、遊休施設などを活用した企業誘致、地域の資源や技術力を活かした産業興し、企業興しを支援していく。

本区域では、生活の利便性や冬期間の雪対策、コミュニティの形成など住生活が現在より良質となるよう、核となる地域へ密集して暮らすコンパクトな住宅市街地の形成を中心に、基本理念である『みんなで創る笑顔あふれるまち』の実現に努める。

基本理念実現のため、５つの基本目標を

・市民と協働で創るまち
・活力と魅力あふれるまち
・健康で心ふれあうまち
・安心して快適に暮らせるまち
・豊かな心を育む教育と文化のまち

とし、市民、行政が共に知恵を出し合い、行動し、まちづくりに取り組むことを通して、すべての市民がしあわせを実感できるまちづくりを目指している。

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、都市の防災性の向上が図られ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造を目指す。

Ⅱ．区域区分の決定の有無

１．区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業についても停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備等を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地の集約・再編を検討し、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

Ⅲ．主要な都市計画の決定の方針

１．土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

（１）主要用途の配置の方針

本区域では、狭小な山あいを東西に貫流するペンケ歌志内川の両岸の僅かな平坦地に、この河川と並行して道道赤平奈井江線が縦断しており、これに沿って計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は人口減少・少子高齢化の進行、産業・雇用の減少が課題となっている。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

①　住宅地

・住宅地については、現在の土地利用を基本とし、既存の住宅地の再整備や未利用地等の活用を図るとともに､公営住宅等については集約･再編による整備を進め、居住環境を維持していく。

②　商業業務地

・商業業務地は旧ＪＲ歌志内駅周辺の３・４・１号赤平砂川線(主要道道赤平奈井江線)､３・４・３号中央線（一般道道赤平歌志内線)、３・５・４号沢町通（一般道道赤平歌志内線）の沿道に形成されている。このうち、沢町通の市街地結節点の商店街では廃業などにより空洞化が進んでいるが、コミュニティセンター等の都市機能が集約しており、今後とも商業業務地としての土地利用を図る。

・中村地区の３・４・１号赤平砂川線（主要道道赤平奈井江線）沿道については、鉄道跡地にある「道の駅」等を活用し観光型商業エリアの形成を推進する。

③　工業・流通業務地

・東光地区に配置している工業団地は、幅広い産業を対象に誘致活動を展開し、基幹産業の確立を推進するために、今後とも機能の維持を図る。

・文珠地区に配置しているうたしない工業団地や文珠地区及び上歌地区の３・４・１赤平砂川線（主要道道赤平奈井江線）沿道に指定されている工業系用途地域については､広域幹線ルートの交通利便性の高さを活かした工業立地を図るゾーンと、住環境への影響の少ないまちなか点在型軽工業向けの住工混在沿道ゾーンを区分して土地利用を図る。

④　用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

・歌神地区の３・４・１号赤平砂川線（主要道道赤平奈井江線）と３・５・７号筒沢線（市道筒沢線）の交差部と、神威地区・中村地区の３・４・１号赤平砂川線（主要道道赤平奈井江線）に沿って配置している商業業務地は、商業系土地利用の必要

性が低下していることから、今後は利便性を高めながら住宅を主とする適正な規模の土地利用へ転換を図る。
・中村地区及び文珠地区では、住居系と工業系が混在した土地利用がなされているが、産業構造の変化に伴い工業系土地利用の必要性が低下した地区においては、住居系土地利用への純化を図る。

（２）市街地の土地利用の方針

①　居住環境の改善又は維持に関する方針

・戸建て住宅地については、良好な住環境の確保を目指し、公営住宅については、長寿命化計画に基づき整備を進めながら、環境改善を図る。

（３）その他の土地利用の方針

①　災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。また、気候変動により増大する水災害リスクに対して、まちづくりにおける防災への配慮について検討する。
・土砂災害特別警戒区域に指定されている地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

②　自然的環境形成の観点から必要な保全に関する方針

・市街地を取り囲むように展開する山岳丘陵地は自然林、人工林が繁茂する自然的環境地であり、本区域の都市環境を良好なものとして維持していくうえで重要な機能を有していることからその保全を図っていく。

③　秩序ある都市的土地利用の実現に関す方針

・上歌地区の工業地や住宅地のうち、都市的土地利用の必要性が低下した地区については、関係法令等との調整を図り、合わせて土地利用の整序を図りながら、用途地域の縮小を検討する。

２．都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

（１）交通施設

①　基本方針

ａ　交通体系の整備の方針

本区域は､道央広域連携地域空知地域の中部に位置する地方中小都市であり､今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワー

クの形成に合わせ、アクセス道路の整備を進める。
・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
・公共交通の利用促進のために、沿線の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。
・本区域の市街地は細長く形成されているので、市街地全体の連携が強固となるような道路網の形成に努める。

b　整備水準の目標

・交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	2.82 km/km^2	2.82 km/km^2

② 主要な施設の配置の方針

a　道　路

・市街地の南西から北東に縦断する３・４・１号赤平砂川線(主要道道赤平奈井江線）を都市の骨格となる道路とする。
・３・４・２号文珠砂川線（一般道道文珠砂川線)、３・４・３号中央線（一般道道赤平歌志内線)、３・５・４号沢町通線（一般道道赤平歌志内線）及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

（２）下水道及び河川

① 基本方針

a　下水道及び河川の整備の方針

ア　下水道

・生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と衛生環境の向上に資するため、石狩川流域下水計画と整合を図りつつ、下水道整備を促進する。

イ　河　川

・自然環境等に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b　整備水準の目標

ア　下水道

・下水道の普及率は、平成 27 年(2015 年)で 99.0％であり、今後も市街地の普及を目指し、整備促進を図る。

イ　河　川

・河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a　下水道

・生活雑排水及び産業排水等による水質汚濁や雨水による浸水の被害を防ぎ、衛生的な都市生活の充実と確保を目標として、将来的な土地利用と整合を図りながら、歌志内公共下水道及び石狩川流域下水道の整備促進を図る。

ｂ　河　川

・ペンケ歌志内川については、周辺の土地利用との調整を図りながら、自然環境と市街地が融合する河川空間の整備改修を促進する。

③　主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

・下水道については、未整備地区内での普及を図るとともに、老朽化した施設の長寿命化対策を含め、整備促進を図る。
・ペンケ歌志内川については、周辺の土地利用との調整を図りながら、河川改修に努める。

（３）その他の都市施設

・中・北空知廃棄物処理ごみ焼却場及び歌志内市し尿処理場については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行う。
・その他のごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

３．自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

（１）基本方針

本区域は、東西に細長い市街地を南北から取り囲むように展開する山岳丘陵地とペンケ歌志内川が市街地を流れ、良好な都市環境が形成されている。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

（２）緑地の配置の方針

①　緑地系統ごとの配置方針

ａ　環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、かもい岳自然公園及び歌志内公園を配置する。

ｂ　レクリエーション系統

日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、街区公園を各街区に配置する。

ｃ　防災系統

災害時における避難地及び防災拠点として、本町第一メモリアルパークを配置するとともに、周辺環境の保全を図るために工業団地周辺に緩衝緑地を配置する。

ｄ　景観構成系統

郷土的景観を形成するかもい岳及びペンケ歌志内川を中心に、川沿いにサイクリングロードと緑地を一体的に整備し配置する。

②　コンパクトなまちづくりに係る配置方針

・コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

（３）実現のための具体の都市計画制度の方針

・都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として、都市計画決定を行う。